

議案第45号

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第8項及び第9項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年6月5日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とある</p>

金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

のは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

附則第二十七条の四の二の見出し及び同条第一項中「平成三十二年まで」を「令和二年度まで」に改め、同項第二号中「平成三十一年度」次に「令和元年度」に改め、同号イ中「ついで」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分の固定資産税について」を「令和元年度分の固定資産税について」とし、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項第三号中「平成三十一年度」次に「令和元年度」に改め、同号イ中「平成三十二年度分」を「令和元年度分」に改め、「同年度分の固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十二年度分の固定資産税について」第三十九号の三(第十九号)を「令和元年度分の固定資産税について」第三十九号の三(第十九号)に改め、同項第四号中「平成三十二年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第三号イの項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第四号の項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、「固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十二年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第二項第三号ロの項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第二十五条の三第四項第三号ロの項中「平成三十一年度類似特定用途宅地等が平成三十一年度分」を「令和元年度類似特定用途宅地等が令和元年度分」に改める。

附則第二十七条の五第一項、第三項及び第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。附則第二十八条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「平成三十一年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改める。

附則第二十九条の八の二中「平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日まで」を「令和元年十月一日から令和二年九月三十日まで」に改める。

附則第三十条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同項第一号中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同項第一号中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第三十一条の三第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条及び第三十二条の二第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条の二第三項第一号及び第七項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同条第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第七項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同条第八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に、「第三十五条の三第一項」を加え、同条第三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同条第四項第一号中「第三十五条の二第一項」の下に、「第三十五条の三第一項」を加え、同条第六項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十四条の二第二項中「平成三十二年度」を「令和五年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第五項中「平成三十二年度」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第六項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号及び第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第九項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第十項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第三十五条の三の三第三項及び第八項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加える。

附則第三十五条の四第二項第一号及び第五項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十六条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に、「第三十五条の三第一項」を加える。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十一項」に改める。

附則第四十四条の二第一項の表附則第三十四条の二第三項の項、同条第三項の表附則第三十四条の二第三項の項、同条第六項の表附則第三十四条の二第六項の項及び同条第八項の表附則第三十四条の二第六項の項中「第三十五条の二まで」を「第三十五条の三まで」に、「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

附則第四十四条の三第二項及び第四項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第四十五条第三項及び第六項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第五十一条第一項から第三項まで、第五十一条の二及び第五十三条の二第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第五十四条第一項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十一年度分及び平成三十二年度分」を「令和元年度分及び令和二年度分」に改め、同項第二号中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十二年度分及び平成三十三年度分」を「令和二年度分及び令和三年度分」に改める。

附則第五十六条第一項から第四項までの規定中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第六項中「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に、「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に改め、同条第十項及び第十一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「第二十九項」を「第二十六項」に改め、同条第十五項中「第二十九項」を「第二十六項」に改める。

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十三條の三十八」を「第七十三條の三十九」に、「第七十四條の二十九」を「第七十四條の三十」に、「第七十七條の二十三」を「第七十七條の二十四」に、「第四百六十三條の二十九」を「第四百六十三條の三十」に、「第七百三十條」を「第七百三十條の二」に改める。

第十四條の九第二項第二号及び第十六條の四第十二項中「資本割」の下に「又は収入割」を加える。

第十七條の五第六項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定により決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出に伴って行われることとなる不申告加算金(第七十一條の十四第五項、第七十一條の三十五第六項、第七十一條の五十五第六項、第七十二條の四十六第五項、第四十七項に係る部分に限る。)、第七十四條の二十三第三項、第九十條第五項、第一百四十四條の四十七第五項、第七百七十一條第五項、第二百七十八條第五項、第三百二十八條の十一第五項、第四百六十三條の三五第五項、第四百八十三條第五項、第五百三十六條第五項、第六百九十九條第五項、第六百八十八條第五項、第七百一十條の十二第五項、第七百一十條の六十一第五項、第七百二十一條第五項又は第七百三十三條の十八第六項の規定の適用があるものに限る。についてする決定は、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができ。

第十八條第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十七條の五第六項の規定の適用がある不申告加算金 同項の決定があつた日 第二十条の十一の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関係機関」を「事業者(特別の法律により設立された法人を含む。)(又は官公署)」に改める。

第二十三條第一項第四号イ中「第四十二條の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二條の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に、「第六十六條の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項まで)を「第六十六條の七(第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで)に改め、同号口中「第四十二條の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二條の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の六の二」に改め、同項第十一号中、次に掲げる者」の下に「でひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。

- (1) 扶養親族を有すること。
- (2) 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。
- (3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三條第一項第十一号ロ中「イに掲げる者のほか」を削り、「前年の合計所得金額が五百万円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。
十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるものうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三條第一項第十二号の二を削る。

第二十四條の五第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二十七條第二項中「第五十條第五項」を「第五十條第六項」に改める。

第三十四條第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第八項」を「第七項」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八の二 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円

第三十四條第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、及び第三項」を削り、「寡婦(寡夫) 控除額と、第一項第九号」を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項の」を「第三項の」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く。)」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二十三條第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二十三條第一項第十二号イ」に、「親族」を「子」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦(寡夫) 控除額」を「寡婦控除額 ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三十七條第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)の項中「第二十三條第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第四十一條第二項中、「第三百三十二條並びに第三百三十三條」を「並びに第三百三十二條から第三百三十四條まで」に改める。

第四十五條の二第一項ただし書中「第三十四條第五項」を「第三十四條第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫) 控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第四十五條の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十五條の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。